



# 修郎先生の事件簿2

小池雄一氏

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしゅう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

大谷翔平 大変だ、大変だ、営業マネージャーとして実績をあげる藤浪君に日本本社から来年は財務マネージャーもやってみろって指令が来た。

佐生修郎 営業と財務か。それって一つのチームの中で投手とバッターと二刀流をやってみろと言われてたようなもの。晋太郎君ならできてしまうかもしれないけど。

大谷 本社としては、駐在員として派遣できる人員が足りないらしい。だから両方をやれってことらしいけど、営業と財務の兼務ってできる？

佐生 できない。インドネシアの規程では外国人の兼務は禁止だ。労働大臣規定では、スポンサー会社一社の中で、一つのポジションでしか就労はできない旨が明記されている。

大谷 外国人の専門スキルをインドネシア人へ移行して欲しい。一人の専門家の専門スキルは一つだけのハズだという意味なのかもね。

人へ任せろって意識の現れとも言える。

大谷 実際にはスキルの高い人は複数業務の掛け持ちができるから、隠れて兼務している駐在員もいるのじゃない？

佐生 それはわからな。でも、実際には兼務の様な動きをしていても、建前上は兼務していないと言いつつ切らなければならぬ。兼務は罰則対象だ。

大谷 会社書類へのサインには注意が必要だね。営業関連書類と財務関連書類との両方にサインすると兼務と見做されるかもしれないからね。

## その二刀流は・・・

大谷 最初は製造会社をスポンサー会社としてITAS滞在許可を申請取得したから、製造会社の方が軸足企業になるね。

佐生 まずは、軸足企業でIMTA(就労許可)とITAS(滞在許可)を普通に通取る。その後、兼務先企業の営業会社をスポンサー会社として兼務用IMTAを申請取得する。そして軸足と兼務先の二枚のIMTAを地域イミグレーションへ提出し、ITAS兼務報告処理(ITAS RANK AP JABATAN)をする。それにより、ITASへも兼務先会社が登録される。

大谷 取締役の特権なのは良いけど、手続き上は大丈夫なのかな？ どのような手続を踏めば兼務が正式にできるの？

佐生 まず、取締役だから、製造会社と営業会社の両方のAKTA定款上に翔平君の名前が載っている事が前提だ。

大谷 つまり、就労は2社それぞれの為だから、就労許可がそれぞれ必要になるのでIMTAが2枚。でも滞在は一人だから軸足だけの滞在許可が必要でITASが1枚。そしてそのITASには兼務先会社の情報が載っている。こんな状態だね。

佐生 バッチリだ。それがインドネシアでの二刀流だ。そこで、ひとつ質問。3社目としてスラバヤに新会社を設立したとする。翔平君がスラバヤの取締役となり、AKTA定款上に名前だけ記載されている。でも、翔平君はスラバヤには行かないし、就労しない。つまり、名義上は取締役でも実質は何も就労しない。この時、兼務用IMTAを取るべきか否か？

大谷 就労しなければ必要ない？

佐生 取る必要がある。翔平君は既にインドネシアに滞在し就労しているのだから、たとえスラバヤ会社でももしなくとも、スラバヤ会社のAKTA定款に名前が載っているということは就労をしているのだから見做される。

大谷 取締役の特権なのは良いけど、手続き上は大丈夫なのかな？ どのような手続を踏めば兼務が正式にできるの？

佐生 まず、取締役だから、製造会社と営業会社の両方のAKTA定款上に翔平君の名前が載っている事が前提だ。

大谷 うわあ、大変だ。佐生 最近OSシステムでAKTA会社定款の情報に労働省やイミグレーションから参照できるから、狙い撃ち監査される事もあるから気を付けて。

大谷 ひとつ気になるのだけ。日本本社の社長もAKTA定款上に名前を連ねている。それはどうなの？ 日本の社長もIMTAを取らなければならぬの？

佐生 非居住の取締役、つまりITASを持っていない場合には、たとえAKTA定款上に名前が載っていても、IMTAの取得は不要だ。

大谷 ホツとしたよ。佐生 どんどんインドネシア事業を拡大して、翔平君流の三刀流、四刀流、いやいや十二刀流くらいまで実現できると良いね。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタッフへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。57歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿2」は、原則、毎月第1水曜日に掲載します。

佐生修郎 心得の条

一 スポンサー一社の中での外国人の兼務は禁止されている。兼務と思われるような活動をしている場合には、特に署名する会社書類の種類に気を付けること

二 取締役・コミサリスは、複数社の兼務が可能である。たとえ実質的な就労をしていなくても、AKTA定款上に名前が載っている場合には兼務申請をすること。